

論 文

グローバリゼーション時代のレギュレーション理論

若 森 章 孝

要 約

本稿は、第1に、「資本主義の黄金時代」(1945-74)をフォーディズムのロジックによって解明したレギュレーション理論が、脱フォーディズムのさまざまな試みと冷戦体制の解体という1990年代の文脈の中で急速に進化した経済のグローバリゼーションとそれとともなう「勤労者社会の危機」をどのように理解しているか、グローバリゼーションの進行の中に資本蓄積の新しい源泉と新しい調整様式の萌芽を、それゆえ勤労者社会の新時代の可能性をどのように検出しているか、について考察する。本稿は第2に、「勤労者社会の危機」をめぐるフランスの論争における4つの立場を検討し、グローバリゼーションの下で社会統合を確保するためには、公的討論による価値観の形成という意味での「政治的次元」と新しい市民権(市民権所得)が重要であることを指摘する。

キーワード：資本主義、蓄積体制、調整様式、フォーディズム、勤労者社会、社会統合の危機、国家の役割、民主主義、公的空間、市民権所得、企業統治
 経済学文献季報分類番号：01-13;01-23;02-28;02-60;02-63

第1節 レギュレーション理論の現在

レギュレーション理論の生誕を告知する『資本主義の調整と危機』¹⁾(若森・山田・大田・海老塚訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店、1989年)が1976年に刊行されてから、すでに20年以上になる。アグリエッタのこの本は、19世紀末から高度成長が終焉する1970年代初頭までの約100年間のアメリカ資本主義の変容を、労働過程編成と賃労働者の生活諸条件の変容にもとづく、外延基調の蓄積体制(労働者の消費制限と生産財部門主導の資本蓄積)から内包基調の蓄積体制(耐久消費財の需要拡大に中心をおく、テラー主義的労働編成と賃労働者の生活様式の変容のダイナミックな相互関係としてのフォーディズム)への転換として分析したものである。

しかし、アグリエッタのこの本の分析は、70年代初頭に始まる長期不況を構造的危機として、すなわちフォーディズムの危機として捉えたところで終わっており、「苦悩の20年」(1977-1997年)における構造的危機の分析およびこの危機への各国資本主義の対応の分析という課題を残している²⁾。1980年代初めまでのアグリエッタはこの課題を、一方では1984年にブレンデルとの共著で発

表した『勤労者社会の転換』(斉藤日出治他訳, 日本評論社, 1990年)において, 他方では1982年にオルレアンとの共著で刊行した『貨幣の暴力』(井上・斉藤訳, 法政大学出版局, 1991年)において展開するが, その後のアグリエッタは, 1986年の『基軸通貨の終焉』(斉藤日出治訳『通貨統合の賭』藤原書店, 1992年)や1995年の『金融のマクロ経済』(坂口明義訳『成長に反する金融システム』新評論, 1998年)に見られるように, もっぱら通貨・金融問題というレギュレーション理論にとって未開拓の領域の研究に専念するようになる。つまり彼は, 1980年代以降のフォーディズムの危機およびその危機の帰結についての分析を, 賃労働関係の問題と通貨・金融問題とを切り離す形でおこなってきたのである。

ボワイエやリエッツ, コリアといった第一世代のレギュラシオニストは, 1976年のアグリエッタのこの本によって提起された資本主義認識の方法および残された課題を精力的に研究した。その結果, レギュレーション・アプローチによるフォーディズムの生成・確立・危機の研究は, 当初のアメリカ資本主義の分析からヨーロッパ各国の資本主義, 日本を含むアジアの資本主義, ラテンアメリカの各資本主義の分析にまで広がってきた。これらの研究の大きな特徴は, 賃労働関係(労働力の利用と再生産の諸条件の総体)とその調整様式(テラー主義的労働編成の受容 対 生産性インデックス賃金の獲得)の観点から各国のフォーディズムの盛衰を分析したことであり, その研究は, 二十年にわたるレギュレーション理論の歩みを総括したボワイエ/サイヤール編『レギュレーション理論: 知の総覧』(Boyer B. et Saillard Y.(éds), *Théorie de la régulation. l'état des savoirs, Découverte*, 1995.藤原書店より近刊予定)に見られるように大きな理論的・実証的な成果をもたらした。今日のレギュレーション学派はこのような研究成果に立脚して, 市場における個人の合理的選択を補完するような新制度主義経済学に批判的な, マルクスやケインズやポランニーの市場観を継承する独自の「制度の経済学」の構築を試みている³⁾。

だが, フォーディズムの危機およびこの危機への新自由主義的対応(労働市場の柔軟化, 金融自由化)が作り出した経済のグローバリゼーションの下では, 国内的レギュレーション(賃労働体制)にたいする対外的レギュレーション(通貨・金融体制)の優位という, 賃労働関係優位のフォーディズム時代との逆転現象が生じていることを明らかにしたボワイエの分析が示唆するように, 賃労働体制と通貨・金融体制とは表裏一体の関係にあり, 連動して変化するものである⁴⁾。そうだとすれば, 賃労働関係の問題と通貨・金融の問題を別々に研究するプログラムは, たとえそれが相当な研究成果をあげたとしても, 一定の限界をもっていることになる。それゆえ, 「アグリエッタがフォーディズムの危機が顕在化し始めた1970年初頭の文脈でおこなった分析を, 1990年代後半の文脈で再び試みることが, レギュレーション学派の今日的課題である」と言って良いだろう。アグリエッタの最初の本の特徴のひとつは, 賃労働関係と通貨・金融関係を連動させながら, フォーディズムの成熟と危機を分析したことにあつたのである。

第2節 グローバリゼーションと世紀転換期の資本主義

1997年の秋に刊行された増補新版『資本主義のレギュレーション理論』(Aglietta, M., *Régulation et crises du capitalisme. Nouvelle édition revue et corrigée, augmentée d'une postface inédite*, Editions Odile Jacob, 1997.若森・山田・大田・海老塚訳, 大村書店, 2000年)の「あとがき」として執筆された長大な論文「世紀転換期の資本主義——危機の試練をうけるレギュレーション理論」は、アグリエッタ自身が再び「資本主義とはそれ自身の中にそれを調整する原理をもたない変化させる力である。資本主義の調整原理は資本蓄積を進歩の方向に誘導する社会的諸媒介{諸制度}の一貫性のうちにある」(ibid., p.437.邦訳(27)ページ)というレギュレーション理論の原点にある仮説に立ち戻って、それまで別々におこなってきた賃労働関係の変容の分析と通貨・金融関係の変容の分析とを結びつけながら、20年来のフォードイズムの危機とその帰結としてのグローバリゼーションの進展、勤労者社会の危機と新しい調整様式の諸要素を解明しようとしたものである。

1 グローバリゼーションと資本蓄積の新たな源泉

フランスの議論の文脈ではアングロサクソン諸国で通用しているグローバリゼーションという用語がほとんど使われず、その代わりに、世界化(mondialisation)が用いられているが、これはグローバル化現象を相対化しつつ批判的に分析する姿勢を示している。さて、グローバリゼーションまたは世界化とは何を意味するのか、それは国際化とどのように違うのか、という定義の問題がある。経済的グローバリゼーションは一般に、財、サービス、技術、資本の国境を超えた移動が著しく増加し、国境が次第にこれらの移動にとって重要な障害物でなくなるプロセスとして定義される。しかし、この定義の問題点は、このような国民国家の境界を超える経済的ダイナミズムの源泉ないし動因に触れていないことである。アグリエッタはグローバリゼーションを、非西欧的社会の内部にまで資本主義を浸透させる賃労働制度の普遍化およびこれによる国際分業の変容として定義し、ここに新しい成長体制の材料を提供する資本蓄積の源泉を見いだすのである。彼によれば、国際分業を変容させる要因はふたつある。第1は技術進歩であって、輸送コストの低廉化は先進国の熟練労働と途上国の不熟練労働との国際交換を促進するし、さらに一部の先進工業国における情報・通信やデザイン、金融取引技術などに関する知的労働の飛躍的向上と新興工業諸国における生産財生産や金融サービスの拡大にともなう著しい資本集約化は、生産性の上昇と国際分業の深化をもたらした。第2は、アメリカの膨大な企業年金のような老後の安定した生活のための勤労者の貯蓄であって、機関投資家を通じて運用されるこの貯蓄が企業統治の構造を経営者支配から所有者支配へと変えると同時に、金融の自由化のダイナミズムの主要な動因のひとつになっている。このような国際交換および国際分業の拡大深化が資本蓄積の新しい源泉であることは言うまでもないだろう。

国際分業の変容はグローバリゼーションの多様な形態を生みだしている。第1は、経済的一体化が著しく進行し、国際競争がフォードイズム時代の雇用関係や賃金決定のルールにまで浸透したこ

とである。具体的に言えば、国際競争の浸透によって、賃労働関係の国民的構造に大きな影響をもっていた公共輸送、情報通信、エネルギー生産、金融サービスなどの分野における特権的な賃労働関係が解体されたし、さらに、賃労働関係の世界化にもとづく熟練労働と不熟練労働との国際交換によって、先進工業諸国の賃金構造が、付加価値の高い勤労者の高賃金と外国の不熟練労働との競争にさらされる勤労者の低賃金とに分解しつつある。企業の世界化は、このような賃金構造の二極化を押し進めている。なぜなら、グローバル化した企業の競争力は、商品、生産要素、金融、技術などのフローを地球規模で組織する能力に依存しているので、グローバル企業と特定の国民経済の諸条件との結びつきが希薄化しているからである。第2は、フォーディズムの危機と経済的一体化の結果として生じた金融自由化が、(1)情報の生産と流通、(2)蓄積の誘導と貯蓄の利用が依存する金融資産の評価、(3)貯蓄利用の監視と統制、という金融の3つの機能に影響をあたえ、金融市場の混乱を引き起こしたことである(ibid., p.444.邦訳(33)ページ)。とりわけ、金融の自由化による銀行預金の相対的減少と年金基金のような機関貯蓄の途方もない増大は、経営者支配から所有者支配へと企業統治を変えることによって、勤労者社会を危機に陥れる一因になった。従来の経営者支配は、企業の付加価値の配分に基礎をおく賃労働者とのフォード主義的妥協(生産性スライド賃金)を受け入れていた。これに反して、機関投資家による所有者支配は、金融市場によって評価される業績基準を重視し、株式の公開買い付けと経営者層の変更の恒常的な脅威の下で、企業に短期的な株価上昇と株価収益率上昇を要請する。企業にたいする所有者支配の復活は、社会統合にたいする最小限の考慮もせず、賃金コストの引き下げと雇用の削減を押し進めているのである。しかし、注意すべきは、賃金構造の二極化と機関投資家の拡大による所有者支配とが密接に関連し合って進行する資本主義の変容が、勤労者社会の危機を引き起こしていることである。というのも、資本主義のこれまでの歴史がつねにそうであったように、資本主義の変化させる力は自己調整の原理をともっていないからである。すなわち、「地球規模での分業の変容は、新しい成長体制の諸要素を提供する資本蓄積の源泉である。しかしながら、……資本蓄積の諸要因に介入する政策や慣習的性向や制度は、技術や労働の仕方や市場と同じテンポで変化するのではないのである」(ibid., p.439.邦訳(28)-(29)ページ)。

2 勤労者社会の変容と危機

以上のように、資本主義の世界化は国際競争の浸透や所有者支配の復活・強化によって、労働市場の構造、労働市場と企業の関係、金融市場と企業の変容させ、賃金の二極分解や賃金引き下げ、雇用削減を引き起こし、その結果、勤労者社会の統合を危機に直面させている。さらに、フォーディズムの内包基調の蓄積体制(分業の深化と実質賃金増加との適応、技術進歩と社会的需要との適応)の衰退が成長率の激減と失業の増加を引き起こし、高度成長時代に確立した雇用関係の見直しを迫っているが、危機に対するアメリカとヨーロッパの対応は対照的である。

「市場主導型の資本主義」を推進するアメリカの道は、労働組合と団体交渉の弱体化、賃金決定

の分権化、労働市場での勤労者間競争の最大化などによって伸縮的労働市場を作りだし、グローバル化と蓄積動態の衰退に対応してきた。その結果が、失業率の低下（80年代の8.2%から96年の5.4%へ）、大きな賃金格差、不安定就業の大量創出、非製造業部門の低賃金である。

ヨーロッパ大陸の資本主義は、アメリカのように労働市場と解雇規制の柔軟化によって危機に対応することはできなかった。その理由はふたつある。第1は、雇用関係が労使の契約的媒介によって徹底的に拘束されているので、賃金決定における市場の直接的影響が小さいことである。失業手当や公的年金制度に見られるような発達した社会保障制度の存在も、賃労働関係の市場化を困難にしている。しかし、フォーディズム的成長様式の停滞とともに、これらの媒介は次第にその受益者の既得権を守る方向で機能するようになった。安定雇用層と排除された層という、賃労働者層内部でのデュアリズムが深刻になった。少ない年間労働時間と高福祉の雇用を維持するための賃金コスト上昇のつけは、外部労働市場の勤労者に責任転嫁され、労使協定によって保護されていない労働力によって負担された。第2の理由は、ヨーロッパ大陸がEU統合の推進ために企業の世界化に抵抗しなければならなかったことである。そのために、社会統合に必要な制度的媒介を政治的次元で発明することなく、単一市場化とそれにつづく通貨統合を促進することが解決策として採用された。その結果が、フォーディズム時代の繁栄を保証したナショナルな調整様式の動揺・不安定と、賃労働関係の調整様式の不在である (ibid., p.453.邦訳(41)ページ)。フォーディズム時代の労働本位制 (ナショナルな労使妥協が通貨政策と対外ポジションを制約する体制) が、単一通貨本位制 (賃金の伸縮性が通貨政策の前提となる体制) にとって代わられるのである⁵⁾。

3 新しい調整様式の萌芽と勤労者社会の新時代

資本主義の世界化はフォーディズム的勤労者社会の危機を引き起こしたが、同時に、新しい調整様式を生み出すことのできる新たな媒介の形成に通じる積極的な諸傾向、希望、創意をもたらしている。

第1に、新しい成長体制のもっとも重要な媒介は、機関投資家あるいは企業年金のような機関貯蓄とともに出現している。アングロサクソン型の資本主義の論理では、膨大な企業年金を委託された機関投資家の役割は短期の株価最大化という純粋に金融的観点から考察される。すでに指摘したように、投資専門会社を介しての企業年金の株式への転換は、企業統治の構造を経営者支配から所有者支配に変え、企業経営者に付加価値の配分を変更させ、高利回り（20%の利回り）の配当を維持するために賃金コストの縮小と雇用の削減を余儀なくさせる。しかし、企業年金は賃労働関係の金融的次元の問題でもある。機関投資家は所有者一般の代理ではなく、多数の勤労者の株主の代理である。ここには、勤労者株主の代理という機関投資家を介して、「独自の集团的基金にもとづく資本主義」 (ibid., p.462.邦訳(48)ページ) が出現する可能性がある。この集团的基金にもとづく資本主義 (capitalisme de fonds collectifs) は、「フォーディズム時代のヨーロッパの集団主義型資本主義から脱却すると同時に、アングロサクソン型の市場資本主義とはまったく別のタイプの勤労者社

会をもたらす」(ibid., p.462.邦訳(48)ページ) ことになるかもしれない。そうだとすれば、「勤労者たちの組合が所得分配に対する影響力を取り戻すならば、企業の賃労働者持ち株制度の統制 (contrôle de l'actonnariat des entreprises)こそ闘争し勝利すべき戦場であるということを経らは十分に認識しなければならぬ。大陸ヨーロッパの資本主義がアングロサクソン資本主義とは異なるタイプであり続けるためのもっとも重要な媒介が、賃労働者基金 (fonds salariaux) の発展である」(ibid.邦訳(48)ページ)。

このことは、大陸ヨーロッパの労働組合にとってひとつの展望になりうる。彼らの歴史は彼らに、賃労働者全体の要求を表現するためにコーポラティズ的な職業的利益を超えるという使命をあたえている。彼らは勤労者の集団的基金の中に収益性規準に影響をあたえる媒介を見いだすであろう。短期的な株価最大化の代わりに、彼らは所有者支配の安定の見返りとして、長期的に保証される収益率を要求することができる。経済的将来の見通しが明るくなるおかげで、企業は、賃金と労働時間の変動がその内部でしかるべく位置づけられるような生産性契約について、賃労働者と交渉する余地を見いだすだろう。大陸ヨーロッパにおけるこのような好機が開けるならば、それは、通貨統合地域全体で活動を展開しようとする企業の中での、トランス・ナショナルナショナリズムな団体交渉の到来を促進するという利点がある。ナショナルな団体交渉の破壊という否定的な局面の後で、ヨーロッパ的レベルでの賃労働関係の再組織化という積極的な局面が、企業自体の要求に照応しつつ、始まるかもしれない。

第2は、国家の新しい役割の定義である。勤労者の企業への愛着は資本主義のグローバリゼーションとともに緩和されているので、企業はもはや職業的能力・資格が獲得・形成される唯一の場所ではない。フォーディズム時代においては、教育システムが卒業資格の階層性(これが資格の階層性や昇進可能性を規定する)を決定していたが、グローバリゼーション時代の教育システムは、個人の職業生活の全期間を通じて、人的資本の形成にもっと大きく関わらねばならない。投資者としての国家は、職業生活の全期間を通じて再教育や再訓練の期間を配置することによって、勤労者に進化的で可変的な、企業から企業へと移動できる能力を獲得する機会をあたえねばならない。特定の企業内の特殊な能力に依存することが少なくなる諸個人は、規模と多様性を両立させる柔軟な生産に向かおうとしている労働編成の傾向を自分に有利に変えることができる。「各人の中に内蔵されている生産性の要因を高めるために全労働可能期間を短縮すること——これが、労働時間の短縮にあたえることができるもっとも重要な展望である」(ibid., p.465.邦訳(50)ページ)

第3は、新しい市民権の承認による勤労者社会の統合と連帯の再構築である。というのも、勤労者株主主導の企業統治にもとづくトランス・ナショナルな労使交渉や、熟練形成に関する国家・企業・勤労者の新しい関係の制度化だけでは、グローバリゼーションの下での平等の拡大と連帯の弱体化から生じる問題を解決できないからである。今こそ、「帰属への権利、排除されない権利が最高の価値および政治的討議の参照基準にならねばならない」(ibid., p.471.邦訳(56)ページ)。ここで注目すべきは、排除されない権利という新しい市民権を定める連帯のための政策が、フォーディズム

時代の社会的権利のように、賃労働関係に規定された社会職業的利害の共通性に基盤をおくことはできないことである。なぜなら、勤労者層の経済的立場自体が、近代的技術と世界化の恩恵にあずかる人々、労使協定と資格によって保護されている人々、排除されている人々（長期失業者や移民など）という3つのカテゴリーに分断・分離されているからである。グローバル化時代における連帯の再構築は、社会的きずなを作り上げる行為としての政治の復権をともなわねばならない。そのためには、「集合的価値としての連帯は個人の開花の条件そのものである」(ibid., p.472.邦訳(57)ページ)という民主主義の根本的な意義が再認識されねばならない。アグリエッタは「排除されない権利」の公式化として、「市民権所得」または「基本所得」として現在活発に論議されている最低所得保証制度のことを考えている。最低所得保証の長所はとりわけ、それがすでに社会統合の特権的な場ではなくなっている企業に対してではなく、労働年齢に達したすべての個人に支給されることである⁶⁾。

いずれにせよ、資本主義を社会進歩の方向に再び位置づけるような制度の一つとしての新しい市民権を考案・公式化するうえで、政治的論争と公的空間の復権がアグリエッタによって強調されていることは、レギュレーション理論の「制度の政治経済学」としての今後の展開に少なからぬ影響をあたえると思われる⁷⁾。

第3節 グローバリゼーションと「勤労者社会の危機」をめぐる論争

1 グローバリゼーションと社会統合の危機

1996年から1998年にかけて、EU（欧州連合）の主要国、イギリス、フランス、ドイツの下院（国民議会）選挙で次々と社会民主主義の流れを汲む政党が勝利することによって、EUの15の加盟国のうち11カ国で社会民主主義の政権が誕生した。残りの4カ国は、右派主導の左派との連立政権のベルギーとルクセンブルク、中道右派政権のスペインとアイルランドである。欧州の社会主義者は、経済のグローバリゼーションと大量失業・長期失業に象徴される社会統合の危機に直面して、経済的効率と社会統合を両立させることができる発展モデルを市場と国家の間で探し求めている。1999年6月13日に実施される欧州議会選挙のための統一政策を協議するために、3月1日にミラノで欧州社民党大会が開催され、「より多くの成長、より多くの雇用、より多くの社会統合」によってEUをもっと社会的にすることが決議された。「バラのヨーロッパは新しい道を夢見ているのである」⁸⁾。しかし、「人間の顔をした自由主義」と呼ばれるイギリスのブレア政権の「第三の道」と社会統合や社会的公正といった社会民主主義の伝統的価値を重視するフランスのジョスパン政権の社会・労働政策とは相当に性格を異にしている。ドイツの社会民主党政権では、党首であり「ドイツのジョスパン」と言われるラフォンテーヌが、ブレアの「第三の道」に共感し「新しい中道」を提唱するシュレイダー首相と対立し、3月11日に大蔵大臣および党首を辞任するという急変が生じジョスパン政権に衝撃をあたえたが、ラフォンテーヌの辞任は欧州の社会民主主義に「第三の道」を普及させる契機になるであろうか。それとも、ジョスパン政権に代表される大陸の社会民主主義は、「第三の

道」とは違い形で経済的効率と社会統合を両立させる発展モデルを考案することができるだろうか。欧州における福祉国家の改革と社会民主主義の再定義は今日、正念場にある。

この節では、社会統合の危機(大量失業と社会的排除)をめぐるフランスの論争の争点をリピエツ『砂時計型社会——社会的亀裂を防ぐワークシェアリング』(A.Lipietz, *La société en sablier*, La Découverte, 1996)の主張を中心に検討することにした。

2 社会統合の危機(大量失業・社会的排除)と市民権所得構想

「雇用なき成長」が続く欧州は全体で1650万人の失業を抱えているが、フランスも10%(300万人)を越える大量失業に苦しんでいる。フランスの失業・雇用問題の特徴は、長期失業者の比率が高く失業者総数の三分の一以上を占めていること(例えば、1997年11月現在、長期失業者は116万人で、失業者総数の37%である)、しかも、雇用のみならず失業手当などの社会的給付から排除された失業者が多いことである。長期失業者の増加は、雇用からの排除に加えて、労働組合や地域社会、住まいや家族といった社会的きずなからの排除をとまっており、『社会問題の変容』の著者、カステルはこのような「社会的排除」を新しい社会問題として理解している⁹⁾。

大量失業と社会的排除の問題について、フランスは独自の社会制度をもっている。1988年に、ミッテラン大統領再選と総選挙での左派の勝利を受けて、ロカール内閣によって制度化されたRMI(Revenu Minimum d'Insertion)がそれである。RMIは、社会編入最低所得または再就職促進最低所得保障と訳されているが、要するに、失業保険や社会保障の対象にならない25歳以上の者にたいする社会扶助であって、RMI受給者は再就職のために努力する社会復帰契約が義務づけられている。排除されている人々を本人および公的機関の努力によって社会に統合する目標を掲げている点だが、RMIと単なる公的扶助との大きな違いである。

このRMIは、すべての市民に人間としての尊厳を維持できるだけの所得を支給するという「市民権所得」の構想を不十分ではあるが現実には制度化している。市民権所得または普遍的手当とは、「すべての人に個人単位で、ミーンズテストや義務労働なしに、無条件で支払われる所得」のことであって、家計ではなく個人に支給されること、他の収入の有無を問わないこと、労働遂行を給付の条件にしないこと、の3点において、現存する欧州各国の最低所得保障とは質的に異なっている。このような市民権所得構想のねらいは、労働と雇用の保証にもとづく欧州の福祉国家を市民権にもとづく福祉国家に転換させることによって、大量失業と社会的排除に悩む欧州の福祉国家の危機を解決することである。市民権所得の制度化がなぜ必要かと言えば、すでにRMIのねらいとの関連で指摘したように、現行の福祉国家から排除された人々が増加しているからであり、安定雇用の労働者と長期失業者の社会的分離が著しく拡大しているからである。労働と社会的市民権との分離にもとづく市民権所得は、排除という新しい社会問題を解決する原理として構想されたのである。

4 「勤労者社会の危機」をめぐる4つの立場

フランスでは1983年の左翼政権の政策転換（左翼ケインズ主義から自由主義的生産第一主義へ）から1997年のジョスパン左派連立政権成立まで続いた労働市場の柔軟化政策によって、失業と社会的排除の問題がかえって深刻化したという経験から、労働時間短縮によるワークシェアリング、市場セクターでも公的セクターでもない第三セクターによる地域福祉の充足、RMIの受給資格の拡大による社会統合の促進といったことが、左派に共通する雇用・福祉政策になっている。例えば、1997年に締結された「緑の党と社会党の共同政治綱領」は、そのような左派の共通認識を反映する内容から構成されている。

しかし、新自由主義の市場調整と自己責任にもとづくアメリカとイギリスの社会政策を批判するという点では共通であるとはいえ、フランスの福祉国家の改革と社会・労働政策をめぐる論争には観点や強調点を異にする3つの立場がある。

第1の立場は、市民権所得または無条件最低所得を労働へのアクセスと無関係にすべてに市民に支給することによって、労働や長期雇用にもとづく社会統合や社会的権利を相対化しようとするものである。普遍的な市民権所得の主張者によれば、生活上の基本的ニーズをカバーする無条件最低所得が制度化されるならば、国家は雇用創出による社会統合という責任から解放されるし、市民権所得の受給者は労働を義務づけられることなしに、国家による統制から自由な「市民社会」の領域で非営利的な諸活動を自発的におこなうことができる。要するに、無条件市民所得の給付によって、非営利活動による社会統合と労働（雇用）による社会統合の両立が可能になるというわけである。この立場を代表する理論家は、フェリー、カーイエである¹⁰。この第一の立場については、多くの批判があるが、次の2点が重要である。ひとつは、労働市場から永続的に排除された者に一種の生存手当を市民権所得として給付するのは、1834年の改正救貧法の現代版ではないか、という批判である。雇用保障をともなわない市民権所得の提唱は、市場経済の破壊的影響を緩和・抑制しようとする保守主義の側からの、社会的排除の問題にたいする対応策である。もうひとつは、労働と所得の分離にもとづく市民権所得は、表面的には労働市場や企業組織の外部で非営利的な自主的活動をおこなう自由を保証することによって現行の社会的権利を超えているように見えるが、「社会的有用性を認められた労働だけが十全な市民権（労働の権利と義務、それらと結びついた社会権、社会的に有用であることの自尊心）の源泉である」という勤労者社会のリアリティを無視している、という批判である。

第2の立場は、市民権所得を個人や家計に直接給付するのではなく、それを地域社会に必要な不可欠なサービスの提供を目的とする第三セクターの運転資金として利用する案である。第三セクターによって提供されるサービスは、利潤目的の民間セクターによって提供されないものであって、(1)病人の看護のように、今日の福祉国家によって高コストで提供されているサービス、(2)高齢者介護や育児のように、現在は家庭内の女子の無償労働によって確保されているサービス、(3)貧困地区の環境改善や児童の文化活動のように、高コストのためにほとんど提供されていないサービス、の三

種類から成っている。長期失業者のように排除されている者は、第三セクターで専門家の指導の下で技能と知識を高めながら勤務し、少なくとも SMIC(物価スライド制最低賃金)以上の標準的賃金を得る。市民権所得と標準賃金の差額は、第三セクターからサービスの提供を受ける機関や団体(例えば、地方公共団体、医療施設、省エネ推進機関)によって支払われる¹¹⁾。

第2の立場の理論家、リピエッツによれば、このような第三セクターは、今日の福祉国家の根本的な欠陥を除去する制度である¹²⁾。というのは、市民権所得(失業手当)を負担する労働者は、自分の負担金が無用な者の扶養のためではなく社会的に有益なサービスの提供と雇用の創出のために利用されたことを確認できるし、第三セクターで働く元失業者は、失業手当の給付や臨時的な手間仕事では得られないような、経済的自立と社会的承認のために働くことになるからである。その結果、国家によって上から組織される従来の管理主義的連帯にとって代わって、労働者間の共感にもとづく連帯が生まれる。第三セクターの創設がこのように社会的に有益なサービスの提供と雇用創出による失業の減少(リピエッツはフランスの失業者の三分の一に当たる100万人の雇用が創出されると推定している)をもたらすならば、それは同時に福祉国家の財政赤字を大幅に減少させるはずである。抽象的に考えれば、第三セクターの構想は現在の福祉国家の欠陥を打破する理想的な解決策のように見えるが、このリピエッツ提案にもいくつかの鋭い批判がある。ひとつは、長期失業者や不安定雇用が増加するという状況で第三セクターが実施されるならば、それは労働者間の連帯や社会的きずなの回復に貢献するどころか、結局、このセクターで働く者に公費によって扶養される社会的不適応者の烙印を押すことになる、という批判である。もうひとつは、国家や市場によって充足できない健康、環境、介護などのサービスは、連帯や自立、互酬にもとづいて提供すべきであるという第3の立場からの批判である。この第三の立場から見れば、リピエッツの第三セクター構想は、国家の介入によって福祉国家の欠陥を改善しようとする社会民主主義的再分配政策の改良版ということになる。

第3の立場は、まず、民間セクター(市場経済)、公共セクター(非市場経済だが貨幣経済の領域)、互酬性や無償行為にもとづく自己生産と活動の交換(非市場経済であり非貨幣経済の領域)の三極からなる「多元的経済」の構想を福祉国家の欠陥の解決策として提案する。この構想の基礎にあるのは、(1)フォーディズム時代(1945-1974年)の高度成長は貨幣経済(民間セクターと公共セクター)を過剰に発展させ、自己生産と活動の交換という非貨幣経済の領域を最小化した、(2)アフター・フォーディズムの今日、民間セクターは生産性鈍化と需要不足で、公共セクターは財政赤字と公共サービスの不適応とともに硬直化しているが、この硬直性を打破するには互酬性原理にもとづく非貨幣的な領域を復活させる必要がある、という現状認識である。この立場の代表的理論家、ラヴィーユヤルスタングは、このような多元的経済の枠組みの中で、互酬性原理にもとづく自己生産と活動の交換、公共セクター、民間セクターの三者から成る「連帯経済」の制度化を提案する¹³⁾。すなわち、連帯経済は、活動や専門知識の無償供与だけではなく、これに公的資金と民間資本を加えた3つを資源とし、賃労働とボランティア活動のダイナミックな組み合わせによって、近隣の地域社会

のニーズに適応したサービスを提供するネットワークである。多元的経済と連帯経済の立場から見れば、すでに指摘したように、長期失業者のように排除された者を正規の労働者として近隣向けサービスを提供する第三セクターで雇用するというリピエッツ案は、互酬性原理によるサービスの自己生産と活動の交換という契機を無視し、すべての社会的生産を賃労働関係＝雇用関係から考えていることになる。リピエッツは『砂時計型社会』の中で、賃労働関係および雇用関係が予見しうる将来においても支配的なものとして存続する以上、労使妥協および賃労働者層内部における妥協のあり方が社会編成にとって決定的に重要であるという観点から、ラヴィーユたちの批判に応酬している。

これらの3つの立場は、勤労者社会または賃労働関係の存続を前提としその改良をめざす議論であるが、ゴルツ『労働のメタモルフォーズ』（真下俊樹訳、緑風出版、1997年）やメーダ『労働社会の終焉——経済の支配から政治の復権へ』（若森章孝他訳、法政大学出版局、2000年近刊）に代表される。第4の立場は、労働や雇用を社会統合の中心におく勤労者社会（労働中心社会）を越える視角からの議論である。労働社会学者、ゴルツによれば、今日の勤労者社会には、労働によって社会的生産システムの維持に貢献することによる社会統合（労働の権利と義務、それらと結びついた社会的権利、社会的に有用であるという自負心）と「自由時間」の活動によって地域社会や各種の親密な自主組織に自発的に参加することによる社会統合があるが、市民権所得は排除された者や「専業主婦」に後者の社会統合しか保証していないのである¹⁴⁾。政治哲学者であるメーダは、「労働によって社会的きずなの構築は可能か」という観点からリピエッツの第三セクター構想を批判し、第三セクターの制度化は長期失業者や不安定雇用の増加のような社会的排除が深刻化する状況では、このセクターで働く者に公費によって扶養される社会的不適応者の烙印を押すことになる、と指摘する。そして彼女は、労働時間の大幅短縮とワークシェアリング（仕事の分かち合い）によって労働能力のあるすべての人に共通善として仕事＝労働と自由時間を保証するためには、その前提として、公的空間とそこにおける複数の他者との討議によって社会的きずなを構築する共同行為としての「政治」（いわば能動的自由）が復権されねばならない、と主張する¹⁵⁾。

しかし、リピエッツにとって重要なのは、メーダのように労働と経済に中心を置く社会編成原理にとって代わる新しい社会編成原理をただちに提起することではなく、社会的亀裂を抱える勤労者社会の危機から脱却しうる現実に有効な「ラディカルな改良主義」を提唱することである。リピエッツは『砂時計社会』の中で、メーダの批判とはまさに反対に、第三セクターは排除や孤独や人種主義（移民排除）と効果的に闘うための場（市場に埋め込められる公的空間）であり、RMIの受給者のような社会的に排除されている人々やSIVP（若年労働者のための職業実習制度、実習生を受け入れる企業には政府から補助金が給付される）のような低賃金で企業に賃貸しされる一種の国家奴隷を、自律的で社会的に承認される存在として勤労者社会に統合する革新的制度である、と主張する。このような革新的制度を成功させるうえで決定的に重要なことは、大幅で急速な労働時間の短縮、税制および社会保障財源の改革、第三セクターによる福祉および環境保全のためのサービスの

提供、の3つを同時に相互促進的に実行することである¹⁶⁾。いずれにせよ、リピエツとメーダの論争は、今日の勤労者社会の危機およびその将来をどのように位置づけるか、この危機から脱出するにあたって、経済の領域におけるラディカルな改良主義を重視するのか、それとも、「経済に奉仕する政治」から脱却して、公的領域における討議によって共通善を作り出すことを通じて社会的きずなを構築するという「政治」の復権を重視するか、というきわめて興味深い論点にかかわっている。

以上のように、勤労者社会の危機に直面して展開されている、フランスの社会・労働政策論争における4つの立場はいずれも、イギリスのサッチャーリズムの自由主義的生産第一主義やブレア首相の「人間の顔をした自由主義」とは対照的に社会統合を重視する視角から、曲がり角にある福祉国家や大量失業の問題にたいする解決策を提起しているのである。

5 「第三の道」に対抗しうる改革構想の必要性

しかし、フランスの社会・労働政策論争は、グローバリゼーションへの対応を最優先するイギリス労働党の「第三の道」に対抗するためには、市場経済と社会統合の関連について究明されるべき論点をいくつか残している。「第三の道」による「勤労者社会の危機」への対応策は、労働市場の規制緩和(最低賃制度の撤廃)、労働の義務(失業保険の厳格な適用)、労働者の自助努力によって特徴づけられるが、その基礎にあるのは、(1)市場経済にとって代わりうる経済システムは存在しない、(2)それゆえ、国有化/民営化という国家の役割論争は時代遅れである、(3)保障と扶助の機構としての福祉国家に代わって、各人が望む安全と各人が社会の変化への適応を引き受ける上でのリスクとの間で新しい社会契約を定義しなければならない、という原理的な社会認識がある¹⁷⁾。

それゆえ、「第三の道」に対抗するためには、「市場経済には賛成だが、市場社会には反対である」というフランスのジョスパン首相の言い回しでは不十分であって、(1)市場は信頼や制度や慣習に支えられてはじめて有効に作用する、という混成的市場認識、(2)社会統合がイノベーションや雇用増加につながるような発展モデルの構築、(3)グローバリゼーション時代における国家と政治の役割の再定義、(4)公的空間における討議にもとづく優先事項の順序形成と共通善の形成による社会的きずなの構築(アマルティア・センの言う「民主主義の構築的重要性」¹⁸⁾)、などが要請されているのである。

注

1) この本以外のアグリエッタの主要著作として、次のものがある。

Aglietta M. et Orléan A., *La violence de la monnaie*, PUF, 1982. [井上泰夫/斎藤日出治訳『貨幣の暴力』法政大学出版局, 1991年]。

Aglietta M. et Brender A., *Les métamorphoses de la société salariale*, Calmann-Lévy, 1984. [斎藤日出治他訳『勤労者社会の転換』日本評論社, 1990年]

Aglietta M., *La fin des devises clés*, La Découverte, 1985. [斎藤日出治訳『通貨統合の賭け』藤原書店, 1992年]

Aglietta M., éd., *L'Ecu et la vieille dame*, Economica, 1986.

Aglietta M., et Brender A. et Coudert, V., *Globalisation financière*, Economica, paris, 1990.

Aglietta M., *Macroéconomie financière*, La Découverte, 1995. [坂口明義訳『成長に反する金融システム』新評

論, 1998年]

Aglietta M., *Macroéconomie internationale*, Montchrestien, 1997.

Aglietta M. et Orlean, A. éds, *La monnaie souveraine*, Editions Odie Jacob, 1998.

なお、アグリエッタの金融自由化時代の金融システム分析および主権貨幣論については、坂口明義「金融自由化に関するアグリエッタの所説」(『東北学院大学論集』第135号, 1997年), 同「貨幣信託と現代通貨制度: M.アグリエッタ・A.オルレアン」(『RICEの会編集『Regulation, Institutions & Contemporary Economics』第15号, 1999年)を参照されたい。

- 2) レギュレーション理論の仮説と基本的概念, フォーディズム論, 20世紀末の危機分析, さらに, レギュレーション理論の到達点とこれからの研究プログラムについては, ボワイエ/サイヤール編『レギュレーション理論: 知の総覧』(Boyer B. et Saillard Y.(éds), *Théorie de la régulation. l'état des savoirs*, Découverte, 1995. 藤原書店より近刊予定)の他に, 以下の文献を参照されたい。R・ボワイエ, 山田鋭夫訳『レギュレーション理論』(藤原書店, 1990年)。山田鋭夫『レギュレーション・アプローチ』(藤原書店, 1991年)。R・ボワイエ/山田鋭夫共同編集(レギュレーション・コレクション4分冊)『危機 資本主義』, 『転換 社会主義』, 『ラポール・サラリアール』, 『国際レジームの再編』(藤原書店, 1993-1997年)。若森章孝『レギュレーションの政治経済学』(晃洋書房, 1996年)。
- 3) 新古典派的な制度主義経済学に批判的な「制度の経済学」の構想については, ボワイエ, 井上泰夫訳『現代「経済学」批判宣言』(藤原書店, 1996年)を参照されたい。
- 4) ボワイエ, 井上泰夫訳『多様な「国民的労働本位制」から「単一ヨーロッパ通貨本位制」への移行は可能か』, ボワイエ/山田編『国際レジームの再編』(藤原書店, 1997年)を参照。
- 5) 井上泰夫『世紀末大転換を読む』(有斐閣, 1996年)第5章を参照。
- 6) 市民権所得をめぐるフランスの議論については, 若森章孝「福祉国家は超えられるか」, 八木紀一郎他編『復権する市民社会論』(日本評論社, 1998年)を参照されたい。
- 7) レギュレーション理論の仮説に共感しながら, 「制度の政治経済学」または「社会経済システムの制度分析」を試みている最近の注目すべき研究として, 次の文献がある。参照されたい。平野泰朗『日本の制度と経済成長』(藤原書店, 1996年)。植村/磯谷/海老塚『社会経済システムの制度分析』(名古屋大学出版会, 1998年)。斉藤日出治『国家を越える市民社会』(現代企画室, 1998年)。宇仁宏幸『構造変化と資本蓄積』(有斐閣, 1998年)。研究代表者/八木紀一郎『制度の政治経済学の体系化』(平成8年度-平成10年度科学研究費補助金研究成果報告書, 1999年)。
- 8) *Le Monde Economie*, 2 mars 1999.
- 9) R.Castel, *Les métamorphoses de la question sociale*, Fayard, 1995.
- 10) J.-M.Ferry, *L'allocation universelle*, Cerf, 1995; A.Caille, *Temps choisi et revenu de citoyenneté*, Demonthene/Mauss, 1994.
- 11) A.Lipietz, *Choisir l'audace*, La Découverte, 1989, chapitre 9 (若森章孝訳『勇気ある選択』藤原書店, 1990年, 第9章)を参照されたい。
- 12) A.Lipietz, *La société en sablier*, La Découverte, 1996.
- 13) J.-L.Laville, *Les services de proximité en Europe*, Syros, 1993; G.Roustang et al., *Vers un nouveau contrat social*, Brouwer, 1996.
- 14) A. Gorz, Revenu minimum et citoyenneté, dans *Futuribles*, no.184, 1994.
- 15) メーダ『労働——ほろびゆく価値』(D. Méda, *Le travail: Une valeur en voie de disparition*, Aubier, 1995) 第9章「政治の復権」, 第10章「労働を魔術から解放する」を参照されたい。
- 16) A.Lipietz, 1998: l'audace après l'enlissement?, dans *La société en sablier*, La Découverte/poche, 1998.
- 17) A.Giddens, *The Third Way*, Polity, 1998 (佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社, 1999年)を参照されたい。
- 18) グローバリゼーションの下での国家および公空間の再定義については, D. Méda, op.cit., chapitre 9を, 「民主主義の構築的役割」については, アマーティア・セン「民主主義と社会正義」(『世界』1999年6月号)を参照されたい。